

定款

株式会社 S I N G U L I O N

Articles of incorporation

SINGULION CORPORATION

令和4年8月23日制定

令和4年10月14日東京法務局法人設立登記

令和5年8月22日改定 (第2条目的を變更)

# 株式会社SINGULION定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社SINGULIONと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) コンピュータに関するソフトウェア・ハードウェア、コンピュータシステム、コンピュータ応用機器、人工知能、ロボットに関する企画、研究、開発、設計、製造、販売、保守、リース、賃貸、輸出入、受託、コンサルティング業務

(2) 電子商取引サイト・その他各種ウェブサイトの企画、制作、販売、配信、運営及び管理、並びにインターネット等通信ネットワークを利用した各種情報提供サービス及び情報収集サービス

(3) 情報セキュリティ、認証技術、生体認証に関する製品やサービスの企画・開発・製作・製造・販売・輸出入・コンサルティング業務

(4) 電子マネー・暗号資産その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供

(5) 次の製品に関連する企画、製作、製造、販売、輸出入、コンサルティング

① アイウェア、眼鏡、眼鏡用品、カメラ

② 時計、ウェアラブルデバイス、携帯端末、計算機、電池

③ 衣料品、衣料雑貨品、被り物、履物、ベルト、装身具、宝石、貴金属、工芸品、鞆、容器

④ 身分証・会員証、カード、レジスター、決済システム、鍵及び錠、チケット、各種ホルダー、ウォレット、金庫

⑤ 福祉用具、衛生・介護用品、スポーツ用品、子供用品、教材、玩具、模型、娯楽用品、キャラクター商品

⑥ 自動販売機・自動サービス機、事務用機器

(6) 書籍、電子書籍、レコード、音声・映像ソフトウェア、ゲームソフトウェア、業務用ソフトウェア、教育用コンテンツ、各種コンテンツの企画、編集、制作、製作、出版及び販売事業

(7) クリエイターの育成・マネジメント、並びにクリエイターの創作支援に関するサービス・ソフトウェア・コンピュータシステムの提供

(8) 飲食店、喫茶店、宿泊施設、商業施設、ネットカフェ、娯楽施設、その他各種会員制施設・サービスの提供、経営、運営（前記施設・サービスは身分証・チケット・鍵等を利用して提供されるものを含む）

(9) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、5,500,000,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当会社の発行する株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする事ができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

## 第3章 株主総会

### (招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

### (招集通知)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (招集権者)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

### (株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

### (株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### (議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び代表取締役

### (取締役の員数)

第20条 当社に置く取締役は、1名以上とする。

### (取締役の選任)

第21条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決

権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社に取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長と定める。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を代表取締役とし、社長とする。

3 社長は、当会社の業務を執行する。

(報酬等)

第25条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第28条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金500,000円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金500,000円とする。

(最初の事業年度)

第29条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和5年9月30日までとする。

(設立時役員)

第30条 当社の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時取締役 西沢 克弥

設立時代表取締役 西沢 克弥

(発起人の氏名等)

第31条 (…個人情報を含むため省略…)

(法令の準拠)

第32条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

令和5年8月22日 改定

法人番号 8010001230232

株式会社 S I N G U L I O N

代表取締役 社長 西沢克弥

SINGULION CORPORATION

CEO Katsuya NISHIZAWA